

木造非住宅建築物設計実証事業

Q & A

〔応募条件、対象建築物について〕

Q 1 申請者は県外の設計事務所の建築士でも可能ですか。

A 建築物を県内で建築する場合は可能です。

Q 2 寺社仏閣は対象となりますか。

A 憲法第 20 条第 3 項（政教分離）及び憲法第 89 条（公財産の用途制限）に基づき、神社、寺院、教会その他これに類するもの（庫裏を含む）は本事業の助成対象外となります。

Q 3 店舗併用住宅は対象となりますか。

A 実証部分（非住宅部分）の設計請負契約を別契約するなど、実証の対象を明確に切り離せる場合は対象となります。

Q 4 混構造は対象となりますか。

A 木造を含む混構造は対象となります。

Q 5 リフォームは対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 6 設計実証の助成対象となる費用はどのようなものですか。

A 基本設計費算出表（別表）により算出した基本設計費用、または、設計監理業務請負契約額の 30% が助成対象となる基本設計費用です。

このいずれか低い額を設計実証の助成対象額とします。

〔実証の内容について〕

Q 7 構造材のうち 50% 以上にあいち認証材を使用した設計とはどのような設計ですか。

A 構造材に使用する木材のうち 50% 以上の木材についてあいち認証材を使用した設計とし、概算工事費に組み込む設計としてください。

あいち認証材の使用実績が無く、単価情報等が無い場合は、国産材の 1.2 倍の金額として概算工事費を算出してください。

Q 8 木造設計と非木造設計の比較はどのように行えばよいでしょうか。

A 木造・非木造設計比較表（様式 3-2）を使用して比較を行って下さい。

設計実証に必要な非木造プランとその概算工事費は、募集要領に定める実績報告時に必要な木造図面を、環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会（実証事業担当：（公社）愛知建築士会）に提出することで同協議会から作成支援を得ることができます。

申請者が非木造プランを作成しても構いません。

○作成支援により得られる非木造プランの内容
構造図、概算設計監理料、建方までの概算工事費（地盤改良・基礎・構造にかかる概算工事費）、建方までの工期

Q 9 変更届（様式1-8）の提出が必要となるのはどのような変更ですか。

A 申請時から助成金の額や実証内容に変更が生じる場合です。

提出が必要な変更の例：設計監理業務請負契約額の変更、建築物の面積の変更、建築物の用途の変更等

〔他の事業との併用について〕

Q 10 木造非住宅建築物建築実証事業との併用は可能ですか。

A 建築実証事業の募集要件を満たすことができれば可能です。

Q 11 他の補助事業との併用は可能ですか。

A 助成対象部分が異なる事業との併用は可能です。ただし、併用する事業において補助対象が異なる場合であっても併用を認めていない場合がありますので、他の補助事業を所管する団体等に確認してください。

〔助成金について〕

Q 12 申請時の助成希望額より高い金額で基本設計業務の請負契約を締結しました。助成希望額の増額変更はできますか。

A 助成希望額の増額変更はできません。また、減額変更する場合は、すみやかに変更届（様式1-8）を提出ください。

Q 13 助成金はいつ支払われますか。

A 令和5年4月～5月頃の予定です。